

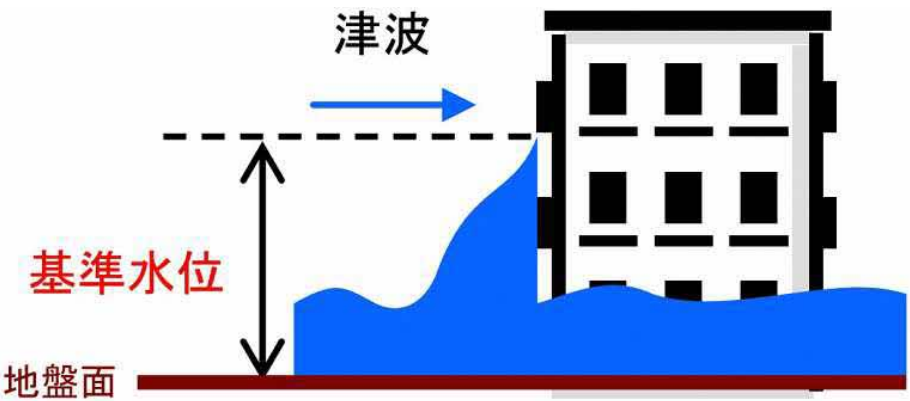
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（その2-23）



〈留意事項〉

【津波災害警戒区域】
「津波災害警戒区域」は、津波
防災地域づくりに関する法律（平
成23年法律第123号）第53条
第1項に基づいて指定するもの
で、津波浸水想定（法第8条第1
項）を踏まえ、津波による人的災
害を防止するために警戒避難体
制を特に整備すべき区域です。

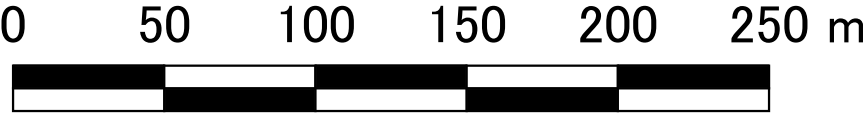
【基準水位】
「基準水位」は、法第53条第2
項に基づいて定めるもので、津波
浸水想定に定める水深に係る水
位に建築物等への衝突による津
波の水位の上昇を考慮して必要
と認められる値を加えて定める水
位であり、津波の発生時における
避難の基準となるべきものです。
（下図参照）



【地形(標高)データ】
基準水位の算出に用いた「地形
(標高)データ」は、令和5年度まで
に実施された航空レーザ測量を基
に作成しているため、その後の開
発に伴う盛土や個別施設の微細
な土地の形状が現況と異なってい
る場合があります。

【背景地図】
「背景地図」は、図面作成時の最
新地形を基に作成しているため、
道路や建物などが現況と異なっ
ている場合があります。

様式－2
津波災害警戒区域 区域図



	津波災害警戒区域 (基準水位)	
縮尺 1:2,500	市町村名	鳴門市
	図面番号	2-23